



くらしと憲法

No. 83

くらしと憲法
2012年
8月30日発行

「憲法記念 春のつどい」報告

～「維新の会」がめざす国家像と日本国憲法～

京都憲法会議は、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会との共催で、2012年5月26日、こどもみらい館にて「憲法記念春のつどい」を開催しました。当日は、160名を超える方が参加し、まさに会場いっぱい立ち見の方やロビーで講演を聴かれる方が出るほどでした。

今年の「春のつどい」は、今まさに、大阪で憲法をないがしろにした政治を独裁的に行っている橋下徹氏と大阪維新の会の問題点を明らかにするために、木戸衛一さん(大阪大学大学院准教授)をお招きして、「ナチス登場の教訓から学ぶ」との副題でご講演をいただきました。木戸さんのご講演の内容は、大要以下のとおりです。

~~~~~

冒頭に流した曲は「フィンランドから黒海まで」という歌唱曲です。この曲はドイツがソ連に宣戦布告をした直後に生まれた曲で、詩の内容は吐き気がするような内容ですが、メロディーだけを聞くと、聞かせるものがあります。橋下氏の跳梁跋扈をみてこの曲を思い出しました。現在、維新の会が大きく台頭していますが、その思想的背景となったのが、いわゆる自由主義史観や歴史修正主義で、自国や自民族について都合の悪いことは修正し、とにかく勝ち抜くことが大事という思想と、指導者には命令を求め、民衆はそれに従うという、強烈的な指導者原理があります。橋下徹氏をファシズムと単純に結び付ける言説は決して正しくないのですが、一方で歴史は繰り返すと言うこともあり、どこが似ていて、

どこが似ていないのか、学習して活かしていく必要があります。

ナチ党が結成されたのは1920年代ですが、台頭してきたのは1930年代に入ってからです。ナチ党は、世界恐慌などの中で、「ヒトラーは我々の最後の希望」とのキャッチコピーを使ったポスターや、集会でナチ党員を適所に配置して発言させ、そのときたまたま参加した人に「これだけナチ党に心酔する人たちがいるのか」と思わせるなど、様々な宣伝方法を用いてナチ党は拡大していきました。

ヒトラー政権が誕生したとき、ナチ党の閣僚は12人中わずか3人のみでした。ところが、ヒトラーは大統領の威光を用い、大統領令を出させることで力を強めていきました。そして、全権委任法をつくり、政府は、憲法に違反した法律であってもつくり出すことができるとされました。これにより、ワイマール憲法はその機能を失ってしまいました。全権委任法は444対94の多数で可決されました。ナチ党以外の党派の議員も賛成して可決されたのです。そして、独裁体制を確立したのが1934年でした。

ナチスドイツの負の遺産を踏まえて、戦後、憲法(ボン基本法)がつくられ、法律で基本法の変更ができない体制をつくりました。よく、日本国憲法は長年改



## 前ページからのつづき

正されず、社会の変化に対応できないという批判がなされており、その対比としてドイツが何度も憲法（基本法）の改正を行っていることが挙げられますが、実際には、基本法であっても、その原則は変えてはいけないというのが原理となっています。改正の数だけ挙げて違いを論じるのは誤っています。



朝日新聞の世論調査によると、大阪維新の会に国会で勢力を握ってほしいと答えている人が54%にも上るとのことです。2011年は、自己責任に行き詰まり、誰かはっきり言ってくれる人に頼りたいという空気や、また、他のヨーロッパの先進国にも共通していることですが、既成政党全般への批判の空気がありました。一方で、財界は新自由主義のもとで利潤追求を拡大させており、社会ダーウィニズム（強いもの、強い国、強い民族などが勝つという思想）が世界のあちこちで見られています。

日本には、①大日本帝国の継承、②米国流自由主義、③日本国憲法の絶対平和主義という3つの考え方があり、これらは相矛盾するものとなっています。自民党も民主党も①と②の双方を抱えています。①と②という矛盾する2つの要素をまとめるために用いられているのが、共通の敵をつくることです。従前はソ連であり、それが中国になっています。また、外だけではなく内側にも敵を求めようになり、平和運動をおこなうものに対する「非国民」との攻撃がそれにあたります。

維新八策の中に「決定でき、責任を負う統治機構」という項目があります。これは、今の民主主義は物事が決められないという評価を前提にしており、首相公選制や参議院の廃止といったこととも共通しています。また、

「首相が100日は海外へ行ける国会運営」という項目は、国会での議論はいらぬという考えの現れです。

このような、橋下氏の言説の暴力性は、徐々に明らかにされつつありますが、今後も色々な方法で明らかにしていかなければならないと考えています。

~~~~~

木戸さんのご講演の後、憲法を巡る情勢報告として、自由法曹団京都支部の畑地雅之さんからは選挙制度改革の情勢、京都府商工団体連合会の池田靖さんからは消費税を巡る情勢、京都教職員組合の相模光弘さんからは教育を巡る情勢について、それぞれご報告いただきました。



最後に、参加された方々の感想をいくつか紹介します。

「木戸先生の講演、とてもおもしろく、溜飲の下がる思いがしました。大阪の怖さ、日本全体の恐ろしさ！ このままでは次世代の子どもたちの時代がどうなるのか？と不安を持っています。憲法を守るため、何でもしようと思いました。」

「橋下氏の言動の気味悪さを感じていたのですが、今日参加してみて、自分の感じる不気味さの中身が理解できたように思います。」

「今の政治情勢とナチス登場の教訓から学ぶこととお話いただいて、流れが似ていることに驚きました。」

「TVなどで目に余る橋下氏の言動・行動について腹立たしく思っていました。そのことについてお話を聞きたいと思って参加しました。本当にスーとおちた感じで学ぶことができたと思い感謝しています。」

他には「もう少し時間をとって、詳しく聞きたかった」というご意見もいただきました。

「改憲問題についての 学習会」を開催

7月31日、ハートピア京都にて京都憲法会議主催で「改憲問題についての学習会」を開催しました。最初に憲法会議事務局員3名が、「自民党憲法改正案について」（岩佐英夫（弁護士））、「橋下『維新の会』と改憲論」（奥野恒久（龍谷大学））、「衆議院『比例』定数削減を阻止し衆議院・参議院の議員選挙の民主的な抜本改革を」（奥村一彦（弁護士））を報告し、その後、約25名の参加者と意見交換を行いました。

岩佐報告では、今年4月27日に決定された自民党の「日本国憲法改正草案」の全体的特徴を指摘したうえで、例えば「家族」の強調に見られるように社会保障責任を国家から家族に押し付けようとする新自由主義的側面も含まれており、「単に『復古調』などと軽視すると足元をすくわれる危険がある」と主張しました。また、現行99条の変更につき、「“国家権力の手を縛る憲法”から“国民を束縛する憲法”への“変身”であり、そもそも憲法の基本的性格を全面的に否定する重大な内容である」と強調しました。また、維新の会の「維新政治塾・レジュメ」との親和性、「改憲草案の先取的既成事実の進行」として9条と25条の空洞化が進行していることに警鐘を鳴らしました。

奥野報告は、市民レベルで公務員に対する批判的意識が予想以上に広がっているのではとの問題意識のもと、橋下氏の言動を「憲法違反」だと指摘するだけでは十分でなく、その問題性を市民が共有できる内実を伴う言葉にする必要性を主張しました。奥野は、橋下徹氏を「明文改憲」論者であるとともに「実質改憲」の推進者と位置づけ、その特徴として「競争」「成長」を強調する新自由主義、感覚的な民意に敏感、「性悪説」に依拠しての「敵」の設定と指摘し、「大阪市職員政治活動規制条例」の問題点を確認したうえで、橋下「維新の会」の支持層をめぐる議論を紹介しました。そのうえで、憲法学からなされているポピュリズム批判という視点について触れました。

奥村報告は、まず現行選挙制度の問題点として、小選挙区制度のもと、国民の「過半数以下の支持しかない政党が、政権を運営する

ことは、国民の支持した政権とはいえない」としたうえで、民主党の提案している「改悪案」（小選挙区5減、比例40減、比例区割り11ブロックから全国へ、比例の一部（35議席）に連用制導入）を紹介するとともに、その問題性を指摘しました。また、民主案（一部連用制）では、民主・268議席（現行308）、自民・94（119）、公明・29（21）、共産・18（9）、社民・10（7）、みんな・10（5）となることが紹介されました。このように連用制は、小政党に有利になるとされますが、民主党は80削減を狙っており、今回はその前哨戦にすぎないこと、議員定数削減自体が民意の国会への通路を閉塞させること、政権交代後の政治が実証したように小選挙区制では二大政党の同質化を進めること、といったその弊害が強調されました。

その後の意見交換は、自民党憲法改正案の性格付け、橋下支持拡大の背景、選挙制度における連用制の評価などをめぐって活発になされました。また、今後の運動について、「反原発」デモを手がかりにしつつ、消費税増税反対やオスプレイ配備反対などにも連動させる理念、例えば「命と暮らし」などを掲げる重要性について論じられました。

★『STOP比例削減！』

もっと民意を国会へ！

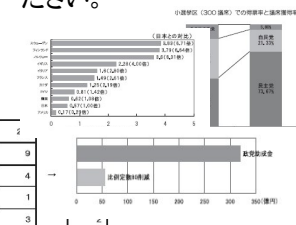
よりコンパクトに、よりわかりやすく、グラフや表をたくさん組み入れて、新しいリーフレットをつくりました。

無料でお配りしていますので、事務局までご連絡ください。



比例代表（180議席）での議席率と議席数

政党	議席数
民主党	9
公明党	4
自由民主党	1
その他	3



- 政治をダメにした小選挙区制
- 比例定数が80削減されたら
- 比例定数削減でムダは削れる？
- 議員の削減は必要？
- 小選挙区制廃止！
- 比例中心の選挙制度に抜本改革を！
- 比例定数削減の真の狙いは？

「選挙制度改悪に反対する」取り組み

今年の3月以降、京都憲法会議は「選挙制度改悪に反対する」取り組みに力を入れてきました。それは、原発や消費税、TPP、普天間基地問題など国民の間で強い批判があるにもかかわらず、国会での多数派を背景に政府が強引に進めていることが示すように、小選挙区制を中心とする歪んだ選挙制度が「国民による政治」を成り立たせなくしていると考えからです。しかし民主党は、「税・社会保障一体改革を実現していく上で、政治家が『身を切る』改革をやらないといけない」として、比例定数の削減、すなわち小選挙区制へのさらなる特化に執拗なまでこだわっています。

京都憲法会議は、自由法曹団京都支部と一緒に、京都総評・京都府商工団体連合会・

新日本婦人の会・京都民医連に呼び掛け、3月23日には、ハートピア京都にて「衆院比例定数80削減ストップ！！選挙制度改悪に反対する3・23決起集会」（6団体共催）を成功させてから、4月11日、5月11日、6月11日、そして7月26日に四条烏丸にて街頭宣伝活動を行ってきました。

また、最新情報をもとにこの問題の本質を端的に伝えるリーフレット「STOP比例削減！もっと民意を国会へ」を発行し、街頭宣伝時に普及してきました。現実の政治状況を見る限り予断を許しませんが、この間、共闘してきた6団体の関係を大切にしつつ、選挙制度を民主的なものにするため、これからも理論的・実践的に奮闘していく決意です。

京都憲法会議 2012年総会開催のご案内

憲法審査会が始動し、自民党が改めて改憲案を発表するなど、明文改憲への動きが新段階に入りました。消費税の増税・社会保障制度の改悪、オスプレイの配備など、憲法をいっそう空洞化しようという実質改憲の動きも進行しています。その一方で、「反原発」デモに代表される、「いのち」を守ろうという市民の直接行動も広がっています。

京都憲法会議として、このような情勢をどう

見、どのような展望を見出し、運動を展開するべきか、しっかりとご議論していただきたく思います。事務局体制のさらなる若返りを含め、様々な提起をさせていただく予定です。

京都憲法会議2012年総会は、9月28日（金）18時30分から、コープイン京都（京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル）にて行います。

ぜひ、ご参加ください。



京都の取り組み掲示板

- ◆ 『平和のための伏見戦争展
「いま、沖縄・安保条約を考える：
来るなオスプレイ！基地はいらない！」』
 - 日時：9月22日（土） 14:00～
 - 会場：龍谷大学（深草学舎）
 - 講演：内藤 功さん（平和委員会代表理事）
大湾 宗徳さん（京都沖縄県人会会長）
 - 朗読：「きけ、わだつみの声」
- ◆ 『「原発ゼロをめざす京都ネットワーク」
交流集会』
 - 日時：10月10日（水） 18:00～
 - 会場：京都アスニー

◆ 『憲法研究所50周年記念講演会』

- 日時：10月27日（土） 13:30～
- 会場：同志社大学寒梅館大ホール
- 講演：小森陽一さん（東京大学教授）
山内敏弘さん（一橋大学名誉教授）

憲法記念 秋のつどい 情報

- 日時：2012年11月16日（金） 18:30～
講師には、孫崎享さんをお願いしています。
詳細は改めてチラシをお送りします。ご期待ください。

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com
 FAX: 075-255-2507（京都憲法会議担当宛と明記）